

記入例

施設等利用費請求書（償還払い用）

認定子ども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

第1項の規定に基づき

下記のとおり請求しますの

で、預かり保育の償還払いは半年ごと（6か月分ずつ）の請求を基本とします。

- 申請者と認定子どもが、多賀城市内に居住していること
- 実際に利用していることを多賀城市が対象施設に確認
- 利用料の支払い状況を多賀城市が対象施設に確認する

領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書の発行年月日以降の日付を記入してください（3月分の請求は3月31日まで。）

領収証と提供証明書と同一としてください。

1. 施設等利用費の認定保護者(請求者)

フリガナ	タガジョウ イチロウ	請求日	令和 ○ 年 □ 月 △ 日
氏名	多賀城 一郎	現住所	〒985 - ○△□× 多賀城市○○1丁目2番3号
生年月日	昭和・平成 ○ 年 ○ 月 △ 日	電話番号	- -

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

フリガナ	タガジョウ タロウ	生年月日	平成 ○ 年 ○ 月 △ 日
氏名	多賀城 太郎	令和	○ 年 ○ 月 △ 日
		認定番号	1234

3. 振込先

金融機関	銀行・信用金庫	多賀城	支店	口座名義(カタカナ)	タガジョウ イチロウ
	農協・信用組合	多賀城	出張所		
	ゆうちょ				
	預金種目	☒ 普通			
	記号(左づめ)				

認定保護者名義以外の場合は委任状が必要です。

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業が対象となるのは、在籍する幼稚園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

4. 在籍する幼稚園・認定子ども園・特別支援学校

施設名称	多賀城幼稚園
------	--------

5. 預かり保育事業以外に利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業

① 施設名／事業名	○○保育園／認可外保育施設	② 施設名／事業名	○○保育園／一時預かり事業
-----------	---------------	-----------	---------------

6. 施設等利用費の請求内訳

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(E)	月額上限額	請求額 (「D+E」が月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(A)	利用日数(B)	対象額(C) (450円×B)	AかCの金額のうち低い額(D)			
令和 ○ 年 10 月	10,000 円	20 日	9,000 円	9,000 円	0 円	11,300 円	9,000 円
令和 ○ 年 11 月	10,000 円	20 日	9,000 円	9,000 円	0 円	11,300 円	9,000 円
令和 ○ 年 12 月	10,000 円	20 日	9,000 円	9,000 円	0 円	11,300 円	9,000 円
令和 ○ 年 1 月	7,500 円	15 日	6,750 円	6,750 円	0 円	11,300 円	6,750 円
令和 ○ 年 2 月	10,000 円	20 日	9,000 円	9,000 円	0 円	11,300 円	9,000 円
令和 ○ 年 3 月	10,000 円	20 日	9,000 円	9,000 円	0 円	11,300 円	9,000 円

※「認可外保育施設等に支払った金額(E)」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。

子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書を添付してください。

※月額上限額は、2号認定の場合は11,300円、3号認定の場合は16,300円となります。

※月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額上限額は次の通りとなります。

- 月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の月額上限額
：11,300(16,300)円× 認定期間終了日 又は 転出日までの日数 ÷ その月の日数
- 月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の月額上限額
：11,300(16,300)円× 多賀城市における認定期間開始日 ÷ その月の日数